

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		資格確認書の返還命令
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第２７条の５の２第１項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	規則第２７条の５の２第１項の規定による。 １ 市町村又は組合は、保険料滞納世帯主等に対し法第五十四条の三第三項の規定による通知を行うときは、併せて、当該保険料滞納世帯主等に対し、当該保険料滞納世帯主等と同一の世帯に属する被保険者(法第五十四条の三第一項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等(以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。))を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。)に係る資格確認書(第六条第二項(第二十条において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により交付されたものに限る。次項及び第三項において同じ。)の返還を求めるものとする。 国民健康保険の保険料(税)を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて(令和６年９月２０日保国発０９２０第１号)参照
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和７年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）